

令和3年度 第4回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

1 日 時：令和3年8月24日（火） 午前9時23分～午前10時49分

2 場 所：長崎労働局 8階会議室

3 出席状況：公益：5名、労働者代表：5名、使用者代表：5名

4 議 題

(1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（公開）

(2) 長崎県特定（産業別）最低賃金改正に係る参考人意見聴取について（非公開）

(3) 長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について（非公開）

(4) その他

5 議事要旨

議題（1）について

事務局から長崎県労働組合総連合から提出された異議申出の内容について説明後、長崎労働局長から審議会の意見を求める諮問が行われた。

審議会において、労使双方から意見聴取が行われ、会長から8月6日の審議会の答申は、専門部会及び審議会の場において、最低賃金法に基づき、関係者から提出された意見等を踏まえ、コロナ禍における経済情勢等を考慮し、慎重に審議した結果であること、異議申出の内容についても、これまでの審議の場において、真摯に議論が尽くされていること、労働者側委員、使用者側委員の意見を踏まえると、「令和3年8月6日付け答申どおりの決定が適当である」と取りまとめられ、決議された。

その後、会長から長崎労働局長に対し「令和3年8月6日付け答申どおり決定するのが適当である。」との答申がなされた。

また、長崎県最低賃金専門部会の任務が終了し、同部会の廃止が決議された。

議題（2）について

労働者側から1団体1名（大島造船労働組合執行委員長）を参考人として招聘し、25分間程度意見陳述及び質疑応答が行われた。

議題（3）について

労働者側委員からは、労働の価値にふさわしい賃金が支払われるべきであること、産業の魅力に伴った賃金対応をすべきであること、未組織の労働者へ賃上げを波及させる必要があること等から「改正の必要性あり」、使用者側委員からは、特定最賃は地賃に対する十分な優位を現状でも確保していること、地域別最低賃金でも、地域別の格差是正の必要性が訴えられる中、同一地域内における業種別格差を容認する行為はできないこと、特定最賃については長年不要であり廃止すべきと訴えていること等から「改正の必要性なし」との意見が出された。

会長判断で一旦休会とされ、その後審議を再開したが、審議不十分として継続審議とされ、閉会となった。

議題（4）について

事務局から今後の審議会の日程について説明した。

- ・ 第5回本審：9月3日 午後2時30分～